

# 伊豆市立修善寺南小学校 いじめ防止基本方針

## I 基本理念

### 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものです。

いじめの問題から子どもを守るためには、周りの大人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」そして「いじめはどの子にも、どこでも起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割を自覚することが不可欠です。

平成 25 年に、社会総掛かりでいじめの問題に対峙するべく『いじめ防止対策推進法』が施行されました。静岡県及び伊豆市は、これに基づいて『いじめ防止等のための基本方針』を策定し、平成 29 年に一部改正が行われました。修善寺南小学校では、これら基本方針を参酌し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、家庭や地域・関係機関との連携をより深めるために『修善寺南小学校 いじめ防止基本方針』を一部改訂し、ここに定め運用します。

### 2 いじめの定義

いじめとは、「児童等（児童生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対称となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と『いじめ防止対策推進法』において定義されています。修善寺南小学校でもこれに則り、いじめられた子どもの立場に立った判断を徹底すると共に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることを踏まえて、より広い視点で状況等を確認します。

## II いじめ防止等のための対策

### 1 「修善寺南小学校いじめ防止基本方針」の策定・点検・運用

修善寺南小学校は「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止のためにより効果的なものになるよう、学校教育を取り巻く状況や校内の実態等を勘案して、本基本方針の見直し及び点検を毎年実施し、必要があれば改訂を行います。また、本基本方針が関係職員に周知徹底され、日々の教育活動において確実に運用されるよう努めます。

### 2 いじめ防止等対策組織の常設

修善寺南小学校では、組織的な対応を日頃から行うために、いじめ防止等の中核となる常設の組織を置きます。

- (1) 構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭を主幹とし、必要に応じて、学年主任、学級担任、関係の深い教職員を追加します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理や福祉の専門家など外部専門家の協力を求め、より広い視野で対応します。
- (2) 情報の収集、記録、共有や取り組み方針の企画立案等のために月に 1 回以上の定期的な打ち合わせを設定します。また、いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議するなど、組織的にいじめ問題に対応します。

### 3 定期調査の実施

子どもに対する日常的な関わりを重視し、関わりの中での観察を基盤にします。また、いじめの早期発見・早期対応のために、定期的なアンケート調査や教育相談を実施します。各調査等でいじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもや、報告した子どもの立場を守ります。各家庭においては、日頃から会話や態度に関心に向け、子どもの変化を見逃さず、規範意識を養うための指導に努めると共に、学校との情報共有に協力いただくことが早期発見につながります。

- (1) 毎学期の学期末に伊豆市内統一内容で行っている「いじめアンケート」を全児童を対象に実施します。結果は「いじめ防止等対策組織」で集約して内容を把握すると共に、組織的な対応に活用します。
- (2) 教育相談期間を年間 2 回設定し実施します。教育相談では、アンケートによる悩み事などの予備調査を行い、記述の有無に関わらず学、級担任による全児童との個人面談を実施します。
- (3) 全保護者を対象に、学級担任との教育相談を年間 1 回行います。また、希望する保護者を対象にした教育相談を年間 2 回行います。
- (4) 児童、保護者に対してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの相談機会を設けます。

### 4 いじめが起こりにくい集団づくり

修善寺南小学校は授業のみならず、あらゆる教育活動を通して、子どもの人権を尊重し、一人一人が自他を大切にできる態度を育みます。また、道徳教育の充実を推進すると共に、児童がいじめについて主体的に考える機会を設定し、自治能力の向上に取り組みます。

## Ⅲ いじめに対する措置

### 1 組織的な対応

いじめを発見した、またはその疑いがあるときは、初めに対応した教職員だけで抱え込まず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもと、組織として対応にあたります。

- (1) いじめの報告があったり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときには早期に事実確認を行うと共に、情報を共有します。
- (2) いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめ防止対策組織を中心に、各機関と連携をして、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。
- (3) いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起こることのないよう、保護者と情報共有するなど必要な措置をとります。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求めます。
- (5) 校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加えることがあります。また、必要に応じて、いじめを行った子どもを別室で学習させる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるような措置をとります。

#### IV 重大事態への対処

##### 1 重大事態のケース

重大事態とは次のような場合を言います。

- (1) いじめられた子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ア 子どもが自殺を企図した場合
  - イ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ 精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) いじめにより本校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。(年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、教育委員会や学

校の判断により、重大事態として対応する)

(3) 子どもや保護者から、いじめが原因で上記に該当する重大事態に至ったという申立があったとき。

## 2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に通告します。そして、市教育委員会の判断のもと、速やかに「伊豆市いじめ問題調査審議会」を開催し、事態への対処や同種の事態の防止に向け、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を明確にするための調査を行います。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査します。また、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

## 3 その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合も考えられます。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めると共に、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

## V 取り組みの評価・検証

修善寺南小学校は、いじめの防止等に向けた取り組みについて学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告すると共に、次年度の教育活動に生かします。

### vi 年間活動計画

4月	南小生活ガイダンス・保護者教育相談（希望家庭）	いじめ防止基本方針の確認
5月	QU 検査	
6月	子どもを語る会・アンケート&児童教育相談	
7月	いじめアンケート・保護者教育相談（全家庭）	
8月		
9月		
10月	QU 検査・アンケート&児童教育相談	
11月		
12月	いじめアンケート・保護者教育相談（希望家庭）	
1月	子どもを語る会	
2月		学校評価による検証
3月	いじめアンケート	次年度いじめ防止基本方針の作成

